

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年2月2日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
技術員室漏水止水修繕(漏水を止めるために給水管の一部切り回し修繕を行う)
- 2 履行(納品)場所
青葉区市ケ尾町531番地1
市ケ尾中学校
- 3 契約日
令和5年1月18日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年1月23日まで
- 5 契約金額
360,800円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
技術員室内の配管から大量の漏水があったため、緊急契約での修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
各学校における水道関係の工事で実績がある会社であり、迅速な対応ができることから選定しました。
- 9 所管課
横浜市立市ケ尾中学校